

## 「島根県常備消防広域化推進計画改訂支援業務」委託仕様書

### 1 委託業務の名称

「島根県常備消防広域化推進計画改訂支援業務」委託

### 2 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

### 3 事業目的

現行の「島根県常備消防広域化推進計画」は、平成18年の消防の広域化推進を盛り込んだ消防組織法の一部改正及び国が定める「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を踏まえ、平成20年3月に策定された。

その後、島根県における少子高齢化の進行や、基本指針に、消防事務の性質に応じた「連携・協力」促進を明記されるなど、消防を取り巻く環境が大きく変化している。

こうした状況を踏まえ、県として、県内市町村における消防の広域化や連携・協力の議論を促進するための基礎資料を整備することが求められている。

本業務では、県内の消防をめぐる現状及び将来の見通しについて整理・分析を行うとともに、消防の広域化や連携・協力のあり方について検討を行い、現行計画を改訂した「島根県常備消防広域化推進計画」を策定することを目的として実施するものである。

### 4 業務内容

- ・受託者は以下に掲げる業務を実施すること。
- ・それぞれの業務を実施する際は、島根県（以下「委託者」という。）と緊密に調整を行うこと。
- ・分析、検討及びシミュレーションにあたっての前提条件等の判断材料となる国が示す基準及び他県の事例その他客観的な指標等に関する情報を収集すること。

#### （1）市町村の消防の現況及び将来の見通しについての整理・分析

##### ア. 情報収集・データ分析

消防力（消防署所、消防車両、消防職員など）の実情、消防本部の財政、人事管理等の状況などの市町村の消防の現況を把握すること。

また、今後の人口減少、消防需要の変化、消防職員の高齢化等の進展も踏

まえ、おおむね10年後、20年後の消防体制の姿について整理・分析すること。

なお、情報収集・分析に当たっては、必要に応じてアンケート・ヒアリング調査を実施すること。

## (2) 消防広域化によるメリット、デメリットの整理・分析・検討

### ア. 広域化シミュレーション、メリット・デメリット・課題等の整理

まず、現行計画における現実的な市町村の組合せとされた県三圏域及び課題が克服できる場合の組合せとされた県一圏域について、(1)で整理・分析した消防力の現況及び将来見通し及び基本指針の内容を踏まえ、現時点においても有効であるか、検討すること。

その際、それぞれのメリット、デメリットや課題等について、現状の9消防本部体制を維持した場合との比較により整理すること。

## (3) 連携・協力によるメリット、デメリットの整理・分析・検討

### ア. 指令の共同運用に関するシミュレーション、メリット・デメリット・課題等の整理

指令の共同運用について、概ね10年後に共同運用を開始した場合における導入及び維持に係る費用や、人員の集約効果等を比較検討するため、現状の9消防本部が指令台を個別に更新した場合、県一圏域及び今後検討委員会(5)参照、以下同じ)での協議を踏まえたパターンそれぞれのシミュレーションを行い、そのメリット、デメリットや課題等について整理すること。

なお、指令台及び業務システム導入に係る費用、指令台運用に必要な人員等の情報は、委託者から受託者へ提供する。

### イ. 基本指針にある連携・協力「7つの類型」(別紙1参照)のうち指令の共同運用以外の効果・課題等の整理

指令の共同運用以外の類型について、県内で実施した場合の効果・課題等を整理すること。

## (4) 業務報告書等の作成

島根県では、令和9年3月に「島根県常備消防広域化推進計画」の改訂を予定しているため、別紙2「事業実施スケジュール(予定)」に間に合うよう業務を進めること。

### ア. (1)～(3)の項目について、別紙「事業実施スケジュール(予定)」に記載する第2回幹事会において報告できるようにすること。

### イ. 最終報告書については、(1)～(3)の内容について、全県分を取りまとめ、現状の9消防本部との対比が分かるよう整理すること。

ウ. 現計画と今回改訂する計画の変更点等を整理し、その概要をまとめたものを作成すること。

#### **(5) 検討委員会及び幹事会の運営支援**

計画の改訂にあたり、検討委員会（学識経験者、消防機関及び住民代表で構成、4回開催予定）及び委員会の実務メンバーで構成する幹事会（消防機関及び県で構成、4回開催予定）での議論を予定している。これらの会議の運営支援を行うこと。具体的には、会議資料のうち（1）～（3）に関する資料の作成支援及び会議へ出席し支援を行うこと。

会議開催場所は島根県松江市内を予定しており、受託者は基本的に対面により出席すること。

### **5 成果品**

#### **(1) 提出する成果品**

4の(4)で作成した報告書等の紙媒体及び電子媒体（CD又はDVD） 各2部

※報告書等の取りまとめにあたり収集した資料を含む。

#### **(2) 提出先**

島根県防災部消防総務課

#### **(3) 報告書の修正**

受託者は、本業務完了後においても、本仕様書に示す業務の範囲で不備が発見された場合は、速やかに所要の訂正を行うこととし、これに要する経費は、受託者において負担すること。

### **6 成果品の帰属等**

#### **(1) 成果品の帰属等**

本事業の実施により得られた成果品、資料その他関係書類の所有権は、委託者に帰属する。

#### **(2) 特許権、著作権法**

ア 本事業の実施に伴って生じた特許権（特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権をいう。以下同じ。）、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権をいう。以下同じ。）その他の権利（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、委託者に帰属するものとする。

イ 受託者は、本事業の実施に伴って生じた著作者人格権（著作権法第17条に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないこと。

ウ 受託者は、本事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利に抵触するときは、受託者の責任において、必要な措置を講じること。

エ 成果品に係る使用权及び著作権その他一切の権利は、委託者に帰属するものとし、成果品は、委託者が自由に加工及び配布等を行うことができるものとする。

## 7 その他

(1) 受託者は、契約締結後速やかに本業務の実施計画書を委託者に提示し、スケジュール、作業内容及び資料収集の方法等について確認を行うこと。

(2) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議の上、定めること。

(3) 本業務を円滑に遂行するため、委託者は受託者に対して、業務の進捗状況についての報告及び業務内容についての協議を求めることができるものとする。

また、事業計画、予算の執行管理等、業務の運営上重要な事項については、事前に委託者と協議すること。

(4) 本業務に係る協議、打ち合わせ等の必要経費、その他業務に要する経費は受託者の負担とすること。

また、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務の実施に附随する軽微な作業は、双方協議の上、契約金額の範囲内で行うこと。

(5) 受託者は、本業務の履行において知り得た情報を第三者に知らせ、又は、本業務以外の目的に使用しないこと。なお、業務終了後においても同様とすること。

また、本業務により取り扱う情報及び資料の取扱いについて、漏洩、滅失、毀損及び改ざん防止のため適正な管理をすること。業務上やむを得ず複写、複製の必要があるときは最小限とし、使用後は廃棄すること。

(6) 検討委員会での議論により、委託者から調査項目の追加がなされる場合他の事由により、委託金額が契約金額を超えることが見込まれる場合は、委託者及び受託者の協議により、本契約を変更することができるものとする。

(7) 業務の実施にあたり必要なデータについては、受託者が収集することを基本とするが、データの性質上、委託者が収集する方が効率的なもの及び委託者が所有するもの等については、協議の上、委託者が収集し、受託者に提供する。

## 連携・協力「7つの類型」

### ① 指令の共同運用

<概要>

・複数の消防本部が消防指令センターを共同で設置・運用し、災害情報の一元的な把握や出動指令を一元的に実施

### ② 消防用車両、資機材等の共同整備

<概要>

・はしご自動車や特殊災害車両等、出動頻度の高くない車両について、一定の圏域内で共同整備し、当該圏域内の事案に対して出動

### ③ 高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の予防業務

<概要>

・高度・専門的な違反処理や特殊な火災原因調査等の業務について、広域的な圏域での共同実施や、調査隊の共同設置等を実施

### ④ 特殊な救助等専門部隊(水難救助隊、山岳救助隊、NBC 災害対応隊等)の共同設置

<概要>

・複数の消防本部が、高度な技術や知識が求められる水難救助隊、山岳救助隊、NBC 災害

(※1) 対応隊、ドローン隊などを共同設置し、それに伴う必要な資機材も共同整備

※1：NBC 災害とは  
核 (Nuclear)、生物 (Biological)、化学物質 (Chemical) の3つの頭文字をとった言葉で、これらの物質による特殊な災害 (テロや事故) を指す

### ⑤ 専門的な人材育成の推進

<概要>

・救急や予防など、特に高度、専門的な知識、技能が求められる業務について、中核的な消防本部が近隣の消防本部の職員を研修生として受入

### ⑥ 訓練の定期的な共同実施

<概要>

・複数の消防本部が協議会等を設置し、定期的に共同訓練を実施

### ⑦ 現場活動要領の統一

<概要>

・複数の消防本部が現場活動要領を統一し、戦術や安全管理体制に関する認識を共有

事業実施スケジュール（予定）

「4 業務内容」の項目		(4) 業務報告書等の作成	
		ア 調査内容の報告	イ・ウ 最終報告書及び現計画と今回改訂する計画の変更点等の概要の提出
(1)	市町村の消防の現況及び将来の見通しについての整理・分析	令和8年6月中旬	令和9年1月
(2)	消防広域化によるメリット・デメリットの整理・分析・検討		
	ア 広域化シミュレーション、メリット・デメリット・課題等の整理	令和8年6月中旬	令和9年1月
(3)	連携・協力によるメリット、デメリットの整理・分析・検討		
	ア 指令の共同運用に関するシミュレーション、メリット、デメリット、課題等の整理	令和8年6月中旬	令和9年1月
	イ 基本指針にある連携・協力「7つの類型」のうち指令の共同運用以外の効果・課題等	令和8年6月中旬	令和9年1月

「4 業務内容」の項目		時期	備考	
(5) 検討委員会及び幹事会の運営支援 ※会議資料のうち(1)～(3)に関する資料の作成支援及び会議へ出席し支援を行うこと		令和8年4月	第1回検討委員会	
		令和8年5月	第1回幹事会	
		令和8年7月	第2回幹事会	・(1)～(3)の調査内容について報告 ・計画(骨子)の検討
		令和8年8月	第2回検討委員会	・(1)～(3)の調査内容について報告 ・計画(骨子)の作成
		令和8年8月	第3回幹事会	・必要に応じ修正報告 ・計画(素案)の検討
		令和8年9月	第3回検討委員会	・計画(素案)の作成
		令和8年12月	第4回幹事会	・必要に応じ計画(素案)の修正、最終計画(報告書)案の検討
		令和9年1月	第4回検討委員会	・最終計画(報告書)の作成

※各項目の実施時期や検討会の各会議の開催回数については、発注時の予定であり、今後の検討状況によって変動する可能性がある。